

寒川町告示第121号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年寒川町条例第18号）第4条の規定に基づき指定管理者の指定を行ったので、同条例第11条の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

1. 指定をした日 平成28年12月15日
2. 管理を行わせる公の施設の名称 次のとおり

寒川町北部文化福社会館	寒川町南部文化福社会館
-------------	-------------

（寒川町民センター、寒川町北部公民館及び寒川町南部公民館と合わせた一括指定）

3. 指定を受けた法人等 東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社オーエンス
代表取締役 大 木 一 雄
4. 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで